

独立行政法人水資源機構分任契約職
関西・吉野川支社長 三戸 雅文
(公印省略)

見 積 依 頼 書

- 1 件 名 廃棄文書処理(単価契約)(オープンカウンタ方式による)
- 2 業 務 場 所 滋賀県長浜市木之本町黒田1234 独立行政法人水資源機構 丹生事務所
- 3 業 務 期 間 契約締結の翌日 から 令和9年3月31日
- 4 内 容 等 廃棄文書処理(単価契約)

記

- 1 現 場 説 明 実施しません。
- 2 見 積 参 加 要 件 要件はありません。

3 見 積 書 等

- 1) 様 式 等 見積書の様式は任意としますが、見積書には見積年月日並びに見積者の住所及び氏名(法人の場合は、法人名及びその代表者名)を記載し、代表者の印章を押印されたものに限りま
す。ただし、押印は「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を明記することで省略するこ
とができます。
- 2) 提 出 方 法 電子メール、FAX、持参又は郵送による。(※4)に記載されたアドレス及び番号)
- 3) 見 積 書 提 出 期 限 令和8年7月28日 10:00 まで
- 4) 提 出 先 独立行政法人水資源機構 丹生事務所
電子メール nyukei_yodo@water.go.jp FAX番号 0749-82-5551
- 5) 担 当 者 総務用地課 金子
- 6) 質 問 書 提 出 期 限 令和8年7月22日 10:00 まで
※質問の回答については、令和8年7月23日 17:00までに HP に掲載します。
- 7) 見 積 日 時 見積提出期限到来後、遅滞なく実施する。見積参加者の立会いは求めない。
- 8) 見 積 回 数 2回を限度とする。
なお、当初の見積徴取において予定価格の制限に達した価格の見積書がない場合の再度の
見積書の提出については、見積書を提出した者あてに改めて連絡するものとし、再度の見積
提出の期限は令和8年7月29日 10:00までとします。
- 9) そ の 他 ①見積価格は、見積者が消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、
見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額(軽減税率を適用する品目について
は108分の100を考慮)を見積書に記載してください。

②見積書を送信した後は、見積書の引き換え若しくは変更又は見積の取消しはできません。
また、見積者は見積もり誤り、見積書の書き誤り等を理由に見積もりの無効を主張することはで
きません。

- 4 見 積 辞 退 仕様書の交付を受けた後に見積もりを辞退する場合であっても、見積辞退届の提出の必要
はありません。
- 5 見 積 結 果 見積結果については、契約の相手方として決定した者に対してのみ、原則として提出期限の
翌日(翌日が休日となる場合には休日でない直後の日)までに通知します。

6 そ の 他

- 1) 契約金額は、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額(軽減税率を適用する品目につ
いては108分の8に相当する額)を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を
切り捨てた金額)とします。
- 2) 契約の相手方として決定した場合には、速やかに請書を作成するものとします。
なお、契約金額が100万円以下の場合は、請書を省略することができます。
- 3) 請負代金の支払いについては、各発注毎の履行確認後の支払となります。
- 4) 最低金額を提出した見積者が複数ある場合は、「くじ」により契約の相手方を決定します。くじ用数値につい
ては、見積依頼書等の交付受領書に任意の3ケタの数字をご記入ください。

仕様書

第1節 適用

本仕様書は、独立行政法人水資源機構丹生事務所（以下「発注者」という。）が発注する「廃棄文書処理（単価契約）」（以下、「本業務」という。）に適用する。

第2節 業務内容

2-1 業務概要

1. 廃棄文書（機密文書及びバインダー、クリアフォルダー、クリップ等を含む。）
収集運搬 一式
2. 廃棄文書等処分 一式
3. 溶解処理証明書発行 一式

2-2 業務内容

1. 本業務は、発注者の指定する引渡場所に保管している段ボール入りの廃棄文書等を収集運搬し、溶解処理により処分を行う。
2. 受注者は、本業務の遂行に関して知り得た業務上の秘密を、第三者に漏洩してはならない。また、収集運搬及び破碎等処理時は、廃棄文書等の飛散並びに外部に流出させてはならない。
3. 発注者による箱詰めにあたり、クリップ等の取り外しや金具のあるファイル（紙製及びプラスチック製共）の分別が不要であること。
4. 溶解処理完了後に、処理証明書を発行すること。

2-3 見積内容

1. 見積は、収集運搬処理費用の段ボール1箱あたりの単価とする。
なお、使用する段ボールは発注者の任意とする。但し、段ボールの大きさは、縦・横・高さの合計が115cm以下、最大辺50cm以下とする。
2. 別紙様式を参考に見積書（任意様式）を作成すること。
 - ・予定総量に基づき合計額を算出。
 - ・但し、実際の契約は各単価による。

2-4 業務場所

1. 引渡場所：滋賀県長浜市木之本町黒田1234番地
独立行政法人水資源機構 丹生事務所
2. 廃棄場所：受注者所有又は受注者の協力工場等

第3節 予定数量

予定数量等廃棄文書の量 約100箱

ただし、予定数量は参考値であり、当該数量を確約するものではない。

第4節 履行期間

契約締結の翌日から令和9年3月31日までとする。

第5節 発注

廃棄文書処理の発注は、廃棄文書の状況により、都度、数量を連絡することとし、発注方法は、発注者及び受注者と協議して決定する。なお、1回の廃棄数量は、段ボール1個から可能とし、最大20個までとする。

第6節 契約変更

業務内容に変更が生じた場合は、発注者と協議するものとし、これを発注者が必要と認めたときは契約変更の対象とする。

第7節 暴力団関係業者の排除に関する協力

受注者は、業務の履行に際して、暴力団等からのあらゆる不当介入（不当要求又は業務妨害）に対し断固としてこれを拒否し、また、不当介入を受けた場合は、速やかに発注者に報告するとともに警察に通報し、捜査上必要な協力を行わなければならない。また、担当職員等とも連絡を密にとり工程等被害が生じた場合は、協議するものとする。

第8節 法令遵守

本業務にあたり、各種法令を遵守すること。

第9節 疑義等

本仕様書に記載無き事項又は疑義が生じた場合は、速やかに発注者と協議するものとする。

以上

数量表

項目	単位	予定数量	備考
廃棄文書処理 (収集運搬含む)	箱	1 0 0	段ボール詰め

※ 上記数量は、見積のための参考値であり、当該数量を確約するものではない。

<別紙>

下記様式を参考に、見積書の作成をお願いいたします。

項目	規格・寸法	見込数量	単位	単価(円)	総額(円)
廃棄文書処理 (収集運搬含む)	段ボール詰め	100	箱		
合計(税抜)					
消費税(10%)					
合計(税込)					

見積依頼書等の交付受領書

宛 先	独立行政法人水資源機構 丹生事務所			
	総務用地課 金子 宛			
	電話番号	0749-82-5560	FAX番号	0749-82-5551
	メール	nyukei_yodo@water.go.jp		
発信者 (※必須)	(会社名)			
	(担当者名)			
	電話番号		FAX番号	
	メール			
件 名	見積依頼書の交付受領書			

以下の件名について、見積依頼書等を受領しました。

○見積依頼件名

廃棄文書処理(単価契約)(オープンカウンター方式による)

○くじ用数値

くじ用数値とは、見積金額が複数社同額だった場合に使用する数値です。任意の3ケタの数字をご記入ください。

--	--	--

○見積辞退について

見積依頼書等の交付受領書を提出後に見積もりを辞退する場合であっても、見積辞退届の提出の必要はありません。

○同方式の承諾

「関西・吉野川支社淀川本部及び丹生事務所におけるオープンカウンター 実施説明書」の内容について、承諾する場合は、次のチェックボックスにチェックをお願いします。

☐ 承諾する